

育児休業給付金について

ハローワークに
確認を！

育児休業給付金の延長申請をするためには、何月の保育施設の申込をする必要があるのか(※)

※ 通常、1年間育児休業を取得された方が育児休業給付金を延長する場合は、お子様の1歳の誕生日を含む月の入所申込をして、保育施設に入所できなかった旨の通知が必要となります。(例:6月15日で1歳になるお子様の場合⇒6月の申込が必要)

保育園の申込
締切の確認を！

年度途中での申込の場合は、前々月の20日頃が締切の目安。1月～4月の申込は締切が早いのでご注意ください！

詳しくは「利用案内」の「申込期限」や「申込時の注意事項」を必ずお読みください！

各月の申込締切日までに入所申込をしていなければ、その月に入所できなかった旨の通知は発行できませんのでご注意ください。